

セキュリティとプライバシーのバランス —EUのデータ保持指令をめぐる議論—

石崎 靖敏

中央大学 21世紀COEプログラム 〒112-8551 東京都文京区春日1-13-27

E-mail: ishizaki@tamacc.chuo-u.ac.jp

あらまし プライバシは、多くの社会で基本的人権の一つと規定されているが、他の価値との衝突が起こる場合が多く、価値間のバランスまたは妥協点を見出すことが必要になる。ここでは、テロおよび組織犯罪などの防止、捜査、訴追の目的のための通信トラフィック・データの保持と通信の秘密という基本的権利の間の問題を、欧州連合における通信データ保持指令の制定過程での、欧州議会、欧州連合理事会、欧州委員会、29条データ保護ワーキングパーティの間の議論を基に考察した。

キーワード: プライバシ、データ保持、テロリズム、通信の秘密

Balance between Security and Privacy

-- A Case of EU Directive on Communications Data Retention --

Yasutoshi Ishizaki

The 21st Century Center of Excellence Program, Chuo University

Abstract Although privacy is one of the fundamental rights in most of democratic societies, sometimes it conflicts other values. Therefore, it is important to find a balance or a compromise among several values. As a case study, the process of making the directive on communications data retention is studied.

1. まえがき

プライバシーは基本的人権の一つであるが、他の価値と相対的なものと考えられている。プライバシーや個人情報といった価値と対立する価値としては、大別して、個人情報の商業利用と国によるセキュリティの確保のための個人情報の取得があるように思える。前者においては、プライバシーそのものの侵害あるいは個人情報の流出に伴う詐欺などの脅威と便宜性または経済効果がトレードオフの関係になる。この時、経済的利益を得る人と個人情報の情報主体が異なることもある。情報通信技術分野では、インターネット自体がプライバシーという視点では多くの問題を抱えているとともに、生体計測技術、位置情報技術、ユビキタスネットワー

クなどの新しい技術の導入が更にプライバシーへの危険を増大させることが指摘されている[1]。

それとは若干異なる問題として、2001年9月11日の同時多発テロ事件以後、プライバシーの保護とセキュリティの確保の間のバランスが問題になってきている。すなわち、テロや組織犯罪の捜査や国家安全保障等のセキュリティ確保のために個人情報が必要であるという政府の主張が増加している。犯罪からの安全を国に委託しているという視点から、政府にある程度のプライバシーを開示しなければならないことは止むを得ないと考えられるが、他方で、政府が必要以上に個人の情報を収集しているのではないかと懸念がある。このような情報の収集には、例えば資金洗浄の防止のための金

融機関匿名口座の禁止などがあるが、最近、プライバシーの権利の中でも大きな権利の一つと考えられている通信の秘密とテロや組織犯罪の防止、捜査、訴追のための通信情報への政府機関によるアクセスの間のバランスの問題が議論の対象になった。米国では、9月11日の結果成立したPATRIOT法で政府機関による通信傍受が話題になり、欧州では、トラフィックデータ保持¹の問題が議論の対象になった。欧州連合では、基本的権利として通信（correspondence）の秘密が明文化されていて法的根拠が比較的明確であることと、個人情報保護問題に関して立場の異なる組織（欧州連合理事会、欧州議会、29条データ保護ワーキングパーティなど）がそれぞれの立場から意見を述べるので、論点が明確になる。

そのような意味で、通信データ保持指令制定の過程における論点の調査を行った。

2. EUにおける通信分野でのプライバシー保護のこれまでの経緯

2.1 人権に関する条約（1950）[2]

ヨーロッパにおけるプライバシーの保護の基礎は、1950年の欧州評議会（Council of Europe）の「人権に関する条約」[2]にあると考えられる。その第8条は、(1) 全ての人々が私的および家族の生活、その家および通信の尊重の権利を持つこと、および (2) 法律に従って、国家安全、公共の安全、国の経済的幸福、無秩序または犯罪の阻止のため、健康またはモラルの保護、または他の人たちの権利および自由の保護のために必要である場合以外の公的権限によるこの権利の行使への干渉を認めていない。逆に言えば、この条約は、「公的権限は、法律に従って、国家安全、公共の安全、国の経済的幸福、無秩序または犯罪の阻止のため、健康またはモラルの保護、または他の人たちの権利および自由の保護のために必要であるという要件を満たせば、私的および家族の生活、その家および通信の尊重の権利の行使に干渉できる」ことを規定している。

2.2 欧州連合条約（1992）[3]

欧州連合（EU）という範囲では、欧州連合設立の条約

である欧州連合条約の第F条²に、「欧州連合は、1950年11月4日に署名された人権と基本的自由の保護のための欧州条約によって保証されたものとし、それらは加盟国に共通な憲法上の伝統に由来しているので、共同体法の一般的な原則として、基本的権利を尊重する」と規定されている。

2.3 指令95/46/EC（1995）[5]

95年指令は、個人データの保護の基本的一般的な指令³である。また、その第29条は、「個人データの処理に関する個人の保護についてのワーキングパーティ」の設置を定め、第30条はその任務を定めている。このワーキングパーティは、29条データ保護ワーキングパーティと呼ばれている。

2.4 欧州連合の基本的権利憲章（2000）[6]

欧州連合の基本的権利憲章の第II章「自由」第7条「私的および家族の生活の尊重」は、「全ての人は、その私的および家族の生活、家庭および通信（correspondence）の尊重への権利を持つ」と規定し、第8条「個人データの保護」は、個人データの公正な処理、収集された個人データへの本人のアクセス権および修正権を規定している。更に、その規則が独立した機関によって管理されることを規定している。

第VII章「一般的规定」第52条「保障された権利の範囲」では、上記権利の制限に関して、「この憲章によって認められた権利と行使についてのいかなる制限も法律によって規定され、それらの権利と自由の本質を尊重しなければならない。均衡の原則に従って、制限は、それが必要であり、欧州連合によって認められた一般の利益の目的または他の人の権利および自由を保護する必要性を純粋に満たす場合にのみ行われなければならない」と規定している。

2.5 指令2002/58/EC（プライバシーおよび電子通信指令）（2002-07-12）[7]

指令2002/58/EC（プライバシーおよび電子通信指令）は、個人データの処理に関しておよび電気通信セクターにおけるプライバシーの保護についての指令97/66/EC[8]の改訂として、2002年7月12日に採択された。

この指令は、一般的指令である指令95/46/ECの下での

¹ 英語の“retention”、フランス語の“conservation”を「保持」と訳した。指令の中では、それらと区別して“preservation”という用語が出てくる。著者にはその明確な区別が分からないが、retentionの方が一時的なのかもしれない。

² その後、何回か修正および条項番号の変更が行われ、現在は、第6条[4]。

³ 日本では、むしろ欧州共同体外の第三国への個人データの移動を規制する指令として有名になった。

電気通信分野に対する個別指令であるとともに、電気通信分野についての一連の指令の一つという性格を持っている。

指令2002/58/ECの第6条「トラフィック・データ」は、加入者およびユーザに関係するトラフィック・データ（通信記録）が通信の伝送の目的のために必要なくなった時には、消去されるか匿名化されなければならないことを規定しているが、その適用の除外として、加入者課金および相互接続支払いの目的での処理について課金等への抗議の期間の終了まで（第6条2項）、電子通信サービスのマーケティングまたは付加価値サービスの提供のための加入者等の同意を得た上での処理、（第6条3項）、および加盟国が、国家安全、防衛、公共安全、犯罪の防止、調査、捜査および訴追のために、限定された期間データの保持を規定できること（第15条1項）を規定している。

第15条は、必要性、適切性、均衡性をその手段の要件としてあげた上で、加盟国が国家安全、防衛、公共安全、犯罪などの防止、調査、捜査および訴追のために、第5条（通信の秘密）、第6条（トラフィック・データ）、第8条（発信者番号）、第9条（トラフィック・データ以外の位置データ）に規定された権利と義務の範囲を制限する法律を制定することを認めている。また、共同体法の一般原則に従った上で限定された期間のデータの保持を規定できることを認めている。

この第15条は、指令2002/58/ECの策定時に、欧州議会と欧州連合理事会の間で最も議論が行われた条項で、このために、指令2002/58/ECの策定には2年間を費やした。

その過程において、29条データ保護ワーキングパーティは「法執行目的のためのインターネットサービス提供者によるトラフィックデータの保持についての勧告」[15]を採択し、トラフィック・データは、原則として、法執行の目的だけのために保持されるべきでないこと、電気通信運用者およびインターネットサービス提供者は課金目的に必要な以上に長い期間トラフィックデータを保持することを義務付けられるべきではないと述べている。

3. トラフィック・データの保持についての枠組みについての議論

指令2002/58/ECの採択後、EUのレベルでは、データ保持の議論は小康状態にあったが、2004年3月11日のマドリッド爆弾テロをきっかけに、新しい動きが始まった。

3.1 欧州理事会のテロリズムとの闘いの宣言（2004-03-25）[9]

2004年3月11日のマドリッド爆弾テロに対応して、欧州理事会は、2004年3月25日「テロリズムとの闘いの宣言」を採択した。

ここで加盟国に対し法的手段の実施を指示しているが、欧州連合理事会に対する法的手段の検討指示の一つとして、サービス提供者による通信トラフィック・データの保持についての規則を制定するための提案の検討を指示している。この検討は特に高い優先度を与えられ、2005年6月までに採択を考えての検討を要請した。

3.2 フランス、アイルランド、スウェーデン、英国から欧州連合理事会への「枠組み決定」の提案（2004-04-28）[10]

上記の検討指示に対応する欧州連合理事会での検討の案として、フランス、アイルランド、スウェーデン、英国の4国から欧州連合理事会に提案された。

その説明文において、

- 犯罪の防止、調査、捜査および訴追の目的のために通信の結果生成される公衆通信ネットワーク上に存在するデータを保持することは重要であること、
- 特定の場合における特定の個人に関する特定のデータの保持は、これらの要求を満たすのに不十分であること、
- 捜査において、元の通信の後何ヶ月あるいは何年も経つまで、必要なデータまたは関係する個人を識別することができないことがあること、
- 従って、課金、商用あるいは他の合法的な目的で、すでに処理および蓄積されているある種のデータを、将来の犯罪捜査または司法手続きのために必要とされるかもしれないことを予測して一定の追加期間保持が必要であること、
- 多くの加盟国はトラフィック・データ保持に関する法律を通過させているが、法律の内容が異なり、その違いが加盟国の関係当局の協力を阻害していること、
- そのようなデータの保持とデータへのアクセスは、個人の私生活への干渉を構成する。しかし、そのような干渉は、プライバシーを尊重する権利および含まれる個人データの取り扱いに関して適用する国際的規則、特に、1950年11月4日の人権保護についての欧州条約、1981年1月28日の個人

データの自動取り扱いに関する個人の保護についての欧州評議会条約no. 108、指令95/46/EC、97/66/EC、2002/58/ECを侵害しないこと

を述べている。

その上で、データの保持期間については、「各加盟国は、その生成以降、データが最小12ヶ月、36ヶ月を超えない期間保持されることを保証するのに必要な手段を講じる」と規定している（第4条）。

第5条は、司法協力のための他の加盟国の保持データへのアクセスについて規定している。

第6条「データ保護」では、保持データへの担当機関のアクセスが各国の法律に基づいて行われることを規定している。

3.3 理事長案（2004-10-14）[11]

上記提案を基にして、理事長による改訂版が作られ、犯罪事件における協力のワーキング・パーティに送付された。

4カ国の案と比較しての主な相違点は、

- 目的から、「犯罪の防止」が削除されたこと；
- データの保持期間が各加盟国は、生成以降12ヶ月保持を保証し、上限を設けていない点；

にある。

3.4 29条データ保護ワーキング・パーティの意見09/2004（2004-11-09）[12]

29条データ保護ワーキングパーティは、3.2項の4カ国提案について、この段階において意見は予備的なものであるとしながら、次のような意見を述べている。

29条ワーキングパーティおよびデータ保護コミッショナー会議はこの問題について最近何回もコメントしている。1999年5月3日の電気通信の傍受の文脈におけるプライバシーに関する勧告2/99において、当ワーキングパーティは、トラフィック・データの取得も傍受としている。ワーキングパーティは、法的基礎、民主社会における必要性、および人権についての欧州条約の第8条の標準との整合性という3つの規準に対して提案を検討し、大きい疑問があると考えたと述べた。

3.5 欧州議会報告（2005-05-31）[13]

データ保持に関する欧州議会のラポーター Alexander Nuno Alvarozは、上記4ヶ国のイニシアティブを否決し、4カ国にイニシアティブの取り下げを要求すべきであ

るという報告を欧州議会に提出した。

その理由として、下記を挙げている：

- (1) イニシアティブは、法的基礎として理事会の専管事項である司法協力を挙げているが、このイニシアティブは他の分野に大きな影響を持つので、それは誤りである；
- (2) 均衡性（proportionality）の問題：通信サービス提供者が保持するデータが、現在のトラフィック量を仮定しても、20-40 000テラバイトと見積もられ、負担が大きい；
- (3) 人権に関する欧州条約8条との両立性：データの監視と蓄積は、欧州人権法廷による3つの基礎的基準（法律による規定、民主社会における必要性、条約に指定された合法目的の一つに役立つ）に適合する必要がある。

3.6 欧州議会が提案を否決（2005-06-07）

上記の報告に基づいて、欧州議会は満場一致で提案を否決した。

3.7 欧州委員会 公衆電子通信サービスの提供に関して処理されるデータの保持について指令2002/58/ECを修正する欧州議会および理事会の指令の提案（2005-09-21）[14]

3.6までの動きでは、この問題は欧州連合理事会での「枠組み決定」の問題として扱われてきた。欧州委員会によるこの提案は、欧州連合理事会と欧州議会の共同決定事項としての指令制定の過程の始まりとなる。

この提案の説明文で、新指令提案の理由として、通信のトラフィック・データが犯罪捜査と安全保障に重要であること、フラットレートトラフィックが増加し、トラフィックデータは必ずしも保持されなくなっていること、対テロ目的でのトラフィックデータの保持規則を持つ必要性は、2004年3月25日の欧州理事会の「テロと闘う宣言」によって確認されていることを挙げている。

この提案は、法執行機関、電気通信およびインターネット業界、データ保護グループの主張のバランスをとるアプローチに基づいている。

この指令の提案では、下記が規定された：

- 加盟国は、指令2002/58/ECの5条、6条および9条の規定から逸脱して通信サービスを提供する過程で生成されるデータの保持を保証する。（第3条）

- 加盟国は、保持されたデータがテロや組織犯罪のような重大な違法行為の防止、調査、捜査および訴追の目的のために、特定の場合ごとに、法律に従って正当な国の機関に提供されることを保証する規定を採択する。(第3条)
- 保持されるデータの категория は定期的に改訂される。(第4条、第5条)
- データの保持期間は、1年、インターネットプロトコルだけを使って行われる通信については6ヶ月。(第7条)
- 加盟国は、保持データの利用状況の統計を欧州委員会に提出する。(第9条)
- この指令の結果のデータ保持の追加コストは、加盟国が補償する。(第10条)
- 指令2002/58/ECの第15条が修正される。(第11条)

3.8 29条データ保護ワーキングパーティの欧州委員会提案への意見 (2005-10-11) [15]

29条データ保護ワーキングパーティは、データの保持というものが、特定の個人でなく全ての人の監視 (surveillance)を行うという意味で、この指令が歴史的な決定である。

トラフィックデータの保持は、秘密の通信への不可侵の基本的権利を妨げるものであるが、その権利を制限する明確で緊急な理由が示し、適切な保護策が必要である。

データ保持という手段について周期的(2-3年)に評価されることが必要で、その評価は公開されるべきである。それと関連してデータ保持の法律は時限的であるべきである。

3.9 欧州議会報告 (2005-11-28)[16]

上記の欧州委員会提案に、46項の修正を加えた上で承認することを提案している。

修正の主要点は、下記の通りである：

- 範囲の明確化と犯罪等の「防止」を目的から削除；
- 不成功呼についての通信データを対象から削除；
- 保持データへのアクセスを規定する条文の追加；
- データ保護およびデータセキュリティを規定する条文の追加；

- 保持すべきデータに関する規定をアネックスから本文に移行；
- 電話、インターネットの区別なく保持期間を6-12ヶ月とする；
- 処罰に関する規定の追加；
- 指令の見直しを規定する条文の追加。

3.10 欧州連合理事会と欧州議会との間の非公式協議 [17], [18]

2005年11月15日から12月にかけて、欧州連合理事会と欧州議会は、欧州委員会の参加の下で、非公式会合を開き、妥協点を探った。

主な点は、下記であったようである：

- (i) 保持期間；
- (ii) 指令2002/58/EC第15条(1)項の適用範囲；
- (iii) 対象：重大犯罪か、全ての犯罪か；
- (iv) 保持されるべきデータの категория：不成功呼およびインターネットデータの扱い。

3.11 修正案の合意(2005-12-19)[19]

上記の協議の結果、欧州議会は、欧州連合理事会の代表と合意した欧州委員会の指令案に対する42項の修正案を総会に提案し、可決された。

3.12 指令2006/24/EC(2006-03-15)[20]

上記合意に基づいて、指令が制定された。主な点は、下記の通りである：

- 範囲として、「重大犯罪の調査、捜査および訴追の目的」が規定され、「犯罪の防止」は除かれた。「重大犯罪」の定義は、欧州逮捕令状条約に基づく定義ではなく、各加盟国の法律に基づく定義とされた；
- データの範囲に不成功呼のデータも含められた；
- データへのアクセスについては、「加盟国が具体的なケースについて正当な機関にのみ国法にしたがって提供されることを保証する規定を採択する」と規定され、アクセスの必要性および均衡性の要件についても「各加盟国が欧州人権法廷によって解釈された欧州人権条約等の規定に基づいて定義する」という規定になった；
- 保持されるデータの категория は、

- (a) 発信元を追跡、特定するのに必要なデータ、
- (b) 発信者を追跡、特定するのに必要なデータ、
- (c) 通信の日時、継続時間を特定するのに必要なデータ、
- (d) 通信のタイプを特定するのに必要なデータ、
- (e) 通信機器を識別するのに必要なデータ、
- (f) 移動通信機器の位置を特定するのに必要なデータ、

とされ、通信の内容を表すデータは保持されない；

- データ保護とデータセキュリティに関する規定が設けられ、また、その監督機関を指定することが加盟国に義務付けられた；
- 加盟国が欧州委員会に下記に関する統計を提供することが義務付けられた；
 - － 担当機関に情報が提供された場合；
 - － データが保持された日から担当機関がデータの送信を要求した日までの経過時間；
 - － データへの要求が満たされなかった場合。

統計には、個人データを含んではいけない。

欧州議会が要求していたコストの補償、処罰規定は含まれていない。

3.13 29条データ保護ワーキングパーティの意見 (2006-03-25)[21]

この指令に対して、29条ワーキングパーティは、「重大犯罪と闘う目的で通信データを保存する決定は、歴史的な次元を持つ前例のないものである。それは、全ての市民の日常生活の中に侵食し、全てのヨーロッパ市民が楽しみ大切にしている基本的な価値と自由を危うくする。」と述べ、更に、データの取り扱いについて、適切で具体的な保護手段に欠けているために、各加盟国で解釈および実装が分かれることに懸念を表している。具体的に下記の保護手段が考慮されるべきであるとしている；

- (1) 目的指定：重大犯罪の定義を明確に行うべきである；
- (2) アクセス制限：アクセスが許される法執行機関のリストは公表されるべきである。データの取り出しは全て記録され、その記録は監督機関が利用可能とすべきである；

- (3) データの最小化：保持されるデータは最小にすべきである；
- (4) データマイニングの禁止：保持されたデータに基づく大規模なデータマイニングが行われるべきでない；
- (5) 承認されたアクセスの独立精査：データへのアクセスは司法機関によって事案ごとに承認されるべきである；
- (6) 保持目的：サービス提供者などが保持データを他の目的、特に自社の目的のために処理することが許されてはならない；
- (7) システム分離：公共秩序目的のためのデータ記憶のシステムは、他の目的のシステムから論理的に分離されるべきである；
- (8) セキュリティ施策：技術的および組織的セキュリティ施策について、もっと詳細に規定する最低限の標準が定義されるべきである。

4. 結言

ヨーロッパにおけるテロ対策とプライバシー保護のバランスの議論を概観した。

議論の内容に関しては、データ保持の必要性の主張には、テロの脅威への対策という点で説得力があるともいえるが、具体的な場合において、保持されたデータがどの程度捜査に役立つのかは不明である。他方、データ保持に反対する立場からの議論は、基本的権利の擁護という原則を論拠とすることになり、守勢に立つことになる。29条データ保護ワーキングパーティの意見におけるデータマイニングの禁止などは、トラフィックデータのようなフォーマットされたデータの集まりの中で、データマイニングで何を念頭においているのか分からない。

基本的権利を規定する憲章、条約において、他の価値とのバランスから来る制限についての規定があるという点が日本と異なるように思える。総花的な権利の規定だけでなく、その間のバランスについても予め規定しておくことが重要であると考えられる。原則を持つことは重要であろう。しかし、均衡性 (proportionality) の原則といっても、実際の具体的な場合に、異なる価値の均衡をどう決めるのか難しい問題である。

参考文献

- [1] 石崎靖敏、個人データ保護に関する最近の動向、電子情報通信学会 技術と社会・倫理研究会、2003年2月21日
- [2] Council of Europe, The European Convention on Human Rights, Rome, 4 November 1950
- [3] Treaty on European Union, Official Journal of European Communities, C191, 29 July 1992
- [4] Treaty of Nice amending the Treaty on European Union, the Treaties establishing the European Communities and Certain Related Acts, Official Journal of European Communities, 2001/C 80/01, 10.3.2001
- [5] DIRECTIVE 95/46/EC of 24 October 1995 on the protection of individual with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, Official Journal of European Communities, L281/31 23.11.95
- [6] Charter of Fundamental Rights of the European Union, Official Journal of European Communities, C364/1, 18.12.2000
- [7] DIRECTIVE 2002/58/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 12 July 2002 concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector (Directive on privacy and electronic communications), Official Journal of the European Communities, L 201/37, 31.7.2002
- [8] DIRECTIVE 97/66/EC of 15 December 1997 concerning the processing of personal data and on the protection of privacy in the telecommunications sector, OJ L24/1.30.98
- [9] European Council, Declaration on Combating Terrorism, Brussels, 25 March 2004
- [10] Council of European Union, Draft Framework Decision on the retention of data processed and stored in connection with the provision of publicly available electronic communications services or data on the public communications networks for the purpose of prevention, investigation, detection and prosecution of crime and criminal offences including terrorism, 8958/04, Brussels, 28 April 2004
- [11] Council of European Union, Draft Framework Decision on the retention of data processed and stored in connection with the provision of publicly available electronic communications services or data on the public communications networks for the purpose of prevention, investigation, detection and prosecution of crime and criminal offences including terrorism, 13353/04, Brussels, 14 October 2004
- [12] Article 29 Data Protection Working Party, Opinion 9/2004 on a draft Framework Decision on the storage of data processed and retained for the purpose of providing electronic public communications services or data available in public communications networks with a view to the prevention, investigation, detection and prosecution of criminal acts, including terrorism. [Proposal presented by France, Ireland, Sweden and Great Britain (Document of the Council 8958/04 of 28 April 2004)], 11885/04/EN WP99, Adopted on 9th November 2004
- [13] European Parliament, * Report on the initiative by France Republic, Ireland, the Kingdom of Sweden and the United Kingdom for a draft Framework Decision on the storage of data processed and retained for the purpose of providing electronic public communications services or data available in public communications networks with a view to the prevention, investigation, detection and prosecution of criminal acts, including terrorism., Final A6-0174/2005, 31.5.2005
- [14] Commission of the European Communities, Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the retention of data processed in conjunction with the provision of public electronic communication services and amending Directive 2002/58/EC, COM(2005)438 final, 21.9.2005
- [15] Article 29 Data Protection Working Party, Opinion 113/2005 on Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the retention of data processed in conjunction with the provision of public electronic communication services and amending Directive 2002/58/EC, COM(2005)438 final,
- [16] European Parliament, ***I, Rapporteur: Alexander Nuno Alvaro, Report on the proposal for a directive of the European Parliament and of the Council on the retention of data processed in connection with the provision of public electronic communication services and amending Directive 2002/58/EC, A6-0365/2005 FINAL, 28. 11.2005
- [17] Council of The European Union, from Presidency to COREPER, Data retention: triangle discussions with the European Parliament, 14328/05, Brussels, 16 November 2005.
- [18] Council of the European Union, from Presidency to COREPER/JHA Council, Data retention, 15220/05,

Brussels, 1 December 2005

- [19] Council of the European Union, from General Secretariat to Permanent Representatives Committee/Council, Proposal for a directive of the European Parliament and of the Council on the retention of data processed in connection with the provision of public electronic communication services and amending Directive 2002/58/EC - Outcome of the European Parliament's first reading (Strasbourg, 12 to 15 December 2005), 15691/05, Brussels, 19 December 2005
- [20] DIRECTIVE 2006/24/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 15 March 2006 on the retention of data generated or processed in connection with the provision of publicly available electronic communications services or of public communications networks and amending Directive 2002/58/EC, Official Journal of the European Union, L105/54, 13.4.2006
- [21] ARTICLE 29 Data Protection Working Party, Opinion 3/2006 on the Directive 2006/24/EC of the European Parliament and of the Council on the retention of data generated or processed in connection with the provision of publicly available electronic communications services or of public communications networks and amending Directive 2002/58/EC. 654/06/EN, WP119, Adopted on 25 March 2006